Timee

第８回定時株主総会招集ご通知

株式会社タイミー

証券コード：215A

日時	2025年１月28日(火) 午後２時00分 （受付開始：午後１時00分）
場所	〒104-0061 東京都中央区銀座八丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル 2階　ベルサール汐留
決議事項	議案　取締役1名選任の件

株主総会ご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

株主様の専用サイト
「Engagement Portal」ご案内

https://engagement-portal.tr.mufg.jp/

証券コード　215A
2025年１月10日
（電子提供措置の開始日　2025年１月６日）

東京都港区東新橋一丁目５番２号
株式会社タイミー
代表取締役　小川　嶺

株主各位

第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第８回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

●当社ウェブサイト
https://corp.timee.co.jp/ir/meeting/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

●東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（タイミー）又は証券コード（215A）を入力・検索いただきまして、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年１月27日（月曜日）午後７時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　**2025年１月28日（火曜日）午後２時00分（受付開始　午後１時00分）**

2．場　　所　東京都中央区銀座八丁目21番１号　**住友不動産汐留浜離宮ビル2階　ベルサール汐留**

3．目的事項　**報告事項**　第８期（2023年11月１日から2024年10月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項　**議　　　案　取締役１名選任の件**

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎会場の座席には限りがございますので、満員となりました場合には、ご入場を制限させていただく場合がございます。そのため、極力書面またはインターネットにて議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
◎当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
◎通信障害等の影響により、オンライン配信や音声の乱れ、または一時中断されるなどの状況が発生する可能性がございます。当社としては、これらの障害によってご出席をされた株主さまが被った不利益に関し、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
　①　計算書類の「株主資本等変動計算書」
　②　計算書類の「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

インターネットによる議決権行使の場合

行使期限

2025年1月27日（月曜日）午後7時まで

「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照の上、行使期限までに行使ください。

詳細は次頁をご覧ください

書面(郵送)による議決権行使の場合

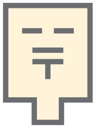

行使期限

2025年1月27日（月曜日）午後7時必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**行使期限までに到着**するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会にご出席される場合

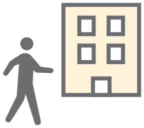

株主総会日時

2025年1月28日（火曜日）午後2時開催

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。（受付開始は午後1時を予定しております。）

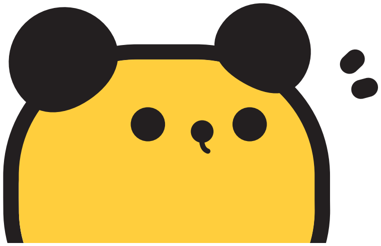

同封の議決権行使書を紛失された場合、招集通知7頁記載の【本サイトに関わるお問合せ】にて再発行のご依頼を承ります。
ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限 ｜ 2025年１月27日（月曜日）午後７時まで

スマートフォンでQRコードを読み取る方法

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）

2. 議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

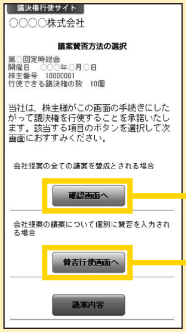

3. 画面の案内に従って各議案の賛否を選択する。

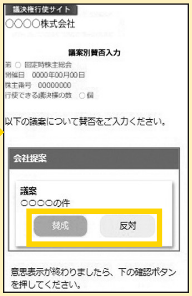

画面の案内に従って行使完了です

スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、次頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

機関投資家の皆様へ
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめお申込みされた場合、株式会社ICJが運営する機関投資家向けの「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

パソコンからログインID・仮パスワードを入力する方法

1.議決権行使ウェブサイトに
アクセスする

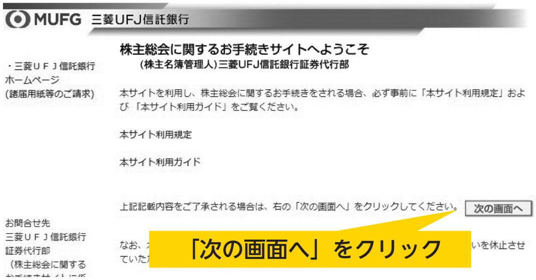

2.お手元の議決権行使書用紙の
副票（右側）に記載された「ログイン
ID」及び「仮パスワード」を入力

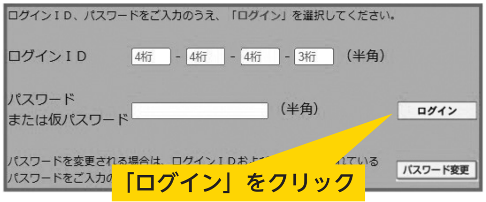

以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/

ご注意事項

※1 インターネットによる議決権行使は、2025年１月27日（月曜日）の午後７時まで受付いたします。
※2 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
※3 インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
※4 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際しての費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

0120-173-027

（通話料無料、受付時間：午前９時～午後９時）

インターネットによるライブ配信及び事前質問受付のご案内

■株主総会オンラインサイト
URLにアクセスしてください。 https://engagement-portal.tr.mufg.jp/
公開期間：本招集通知到着時～2025年１月28日午後６時

■ログイン方法

①QRコードの読み取りによりログインする場合

議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取ってください。「ログインID」と「パスワード」の入力を省略してログインいただくことが可能です。

②ログインID・パスワードによりログインする場合

上記の株主総会オンラインサイトURLにアクセスしていただき、議決権行使書裏面に記載の「ログインID」と「パスワード」を入力してください。
利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

事前質問について

第８回定時株主総会の目的事項に関するご質問を、株主総会オンラインサイトにてお受けいたします。

■事前質問の方法

① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

受付期間
2025年１月10日（金曜日）午前５時から2025年１月22日（水曜日）午後７時まで

ご注意事項

- 株主の皆様からの、第８回定時株主総会への事前のご質問を受け付けいたします。株主の皆様の関心の高いと思われる事項につきましては、本株主総会の質疑応答の時間に取り上げさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ご質問は原則として、お一人様につき２問までとしたくご協力をお願い申しあげます。
- ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

株主総会のライブ配信のご案内

当日の株主総会の模様をご自宅等からご視聴いただけるよう、以下のとおり株主様に限定したライブ配信を実施いたします。

オンライン配信日時

2025年１月28日（火曜日）　午後２時から株主総会終了時刻まで

※当日ライブ視聴ページには、開始時刻30分前頃よりアクセスが可能となります。

ご視聴方法

■視聴

①ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。

②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックし、開始してください。

ご注意事項

- ライブ配信で本株主総会をご視聴いただく場合、会社法上の株主総会への出席とは認められず、当日のご質問や議決権行使はできません。書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。
- インターネットからの株主総会へのご参加は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。
- アクセスに際して発生する通信料等は株主様のご負担となりますのでご了承ください。また、ご使用の端末、インターネット環境により、映像や音声に不具合が生じる場合やご視聴ができない場合がございます。
- ライブ配信の撮影・録音・保存及びSNSへの公開等、本株主総会のライブ配信映像の二次利用は、固くお断りをさせていただきます。
- やむを得ない事情によりライブ配信を実施できなくなった場合には、当社ホームページ等によりお知らせいたします。

本サイトに関わるお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120−676−808(通話料無料)

受付時間 土日祝日を除く平日9時～17時

(ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで)

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03−4335−7084

受付日時：１月28日（火曜日）<株主総会当日>

午前９時～株主総会終了まで

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS ※各最新	Windows	MacOS	iPadOS	iOS	Android
ブラウザ ※各最新	GoogleChrom Microsoft Edge (Chromium)	Safari GoogleChrome	Safari	Safari	GoogleChrome

(上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。)

株主総会参考書類

〔議案及び参考事項〕

議　　　案　取締役１名選任の件

　経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。
　取締役候補者は下記のとおりです。

【参考】候補者一覧

	氏　名		現在の地位	出席回数／取締役会
新任	池田　俊	（いけだ　しゅん）	執行役員	－回／　－回

新任

氏名
池田　俊　（いけだ　しゅん）

生年月日
1989年10月8日　満35歳

取締役在任年数
－年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
－回／－回

所有する当社の株式数
0株

略歴、当社における地位及び担当

2012年４月	Google合同会社　入社
2015年11月	同社　退社
	Google LLC　入社
2019年12月	株式会社Relight　取締役（非常勤）（現任）
2024年４月	Google LLC　退社
	当社入社　執行役員（現任）

重要な兼職の状況

特になし

取締役候補者とした理由
Google合同会社及びGoogle LLCでの業務経験を通じて、事業のグロースマーケティング・事業戦略推進全般において十分な知識を有しており、また、当社に入社してからは、執行役員として事業戦略、事業管理、事業企画及びプロダクト部門を管掌してきました。これらの豊富な経験や知見をもとに、当社取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者としました。

候補者と当社の特別の利害関係等
池田俊氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注)当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者が会社の役員の地位に基づき行なった行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。候補者の選任が承認された場合には、当該役員等賠償責任保険の被保険者に含められることとなります。

以　上

事業報告（自 2023年11月1日　至 2024年10月31日）

1　株式会社の現況に関する事項

1．事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国の経済は、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復が続いておりました。一方で、世界的な情勢不安による物価上昇、各国の金融政策による金利上昇などにより、経済の回復ペースが鈍化しており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

労働市場においては、各都道府県における地域別最低賃金の改定が行われ、全国平均は昨年度から51円増加の1,055円となっており、最低賃金が上昇しております。加えて、人口減少や少子高齢化に伴い社会全体での人手不足が恒常化する中、企業の外部人材の受け入れや多様な働き方へのニーズが広がり、新しい「働き方」を提供する当社への需要は今後更に拡大していくものと考えております。

このような我が国の社会・経済環境のもと、マッチング事業として人材流動化を促進し、飲食業や小売業を中心とした登録クライアント事業所数が引き続き増加しているほか、広告媒体ごとの広告市況や顧客の反応、CPI（注１）を随時モニタリングしながらマーケティング効率の向上に努めており、2023年11月・12月・2024年３月・７月に実施した主にワーカー向けのTVCMなどの大型マスプロモーションによるマーケティング活動により、登録ワーカー数においても大幅に増加しております。

以上の結果、当事業年度において登録ワーカー数は9.5百万人を超え、また、登録クライアント事業所数は31.6万拠点を超えて、流通総額(ワーカーに支払う賃金報酬等の合計額)は90,779百万円（前年同期比66.6％増加）となりました。

また、当事業年度における売上高は26,880,693千円、営業利益は4,247,676千円、経常利益は3,924,631千円、当期純利益は2,797,078千円となりました。

なお、当社は「タイミー」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注１）Cost Per Installの略であり、新規ワーカーの一人あたり獲得コストであります。

2．資金調達等についての状況

① 資金調達

資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行９行との間で当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における借入実行残高は10,500,000千円となっております。

また、ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により、総額97,475千円の資金調達を行っております。

② 設備投資

当事業年度の設備投資の総額は144,963千円であり、主にPC購入によるものであります。また、当事業年度における重要な設備の除却又は売却はありません。

3．財産及び損益の状況

区分		第５期 自2020年11月１日 至2021年10月31日	第６期 自2021年11月１日 至2022年10月31日	第７期 自2022年11月１日 至2023年10月31日	第８期 自2023年11月１日 至2024年10月31日
売上高	(千円)	1,299,283	6,216,517	16,144,584	26,880,693
営業利益又は営業損失（△）	(千円)	△1,385,000	122,719	1,957,637	4,247,676
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	△1,387,117	114,997	1,924,345	3,924,631
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	△1,393,481	256,751	1,802,769	2,797,078
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	(円)	△17.09	2.71	19.01	29.31
純資産	(千円)	4,080,886	4,390,717	6,201,964	9,095,992
総資産	(千円)	5,305,285	8,789,931	17,800,156	26,575,010

（注）当社は、2024年３月31日付で普通株式１株につき普通株式3,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

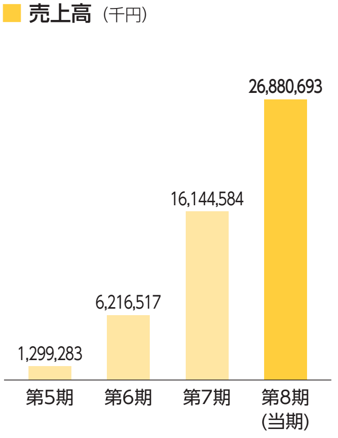

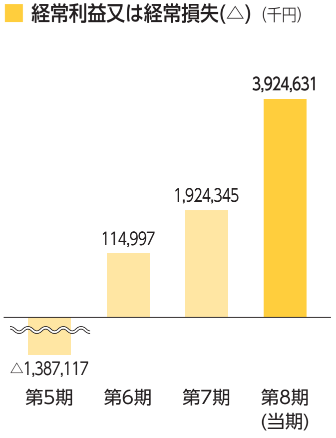

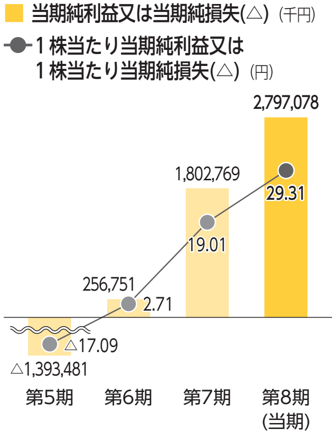

４．対処すべき課題

当社が、更なる事業拡大のために対処すべき課題は、以下のとおりであると認識しております。

①サービスの健全性強化

当社が、プラットフォームの安全性を維持・強化していくためには、サービスの不正利用を防止し、安心安全にスポットワークのマッチングサービスをご利用いただける環境を整えることが重要な課題であると考えております。既存クライアントの実態調査の再実施及び新規クライアントの「タイミー」利用開始に際しての公的書類提出の必須化や、クライアントの求人原稿をプラットフォームに掲載前に全件チェックする体制を構築するなど、「タイミー」のサービス不正利用の対策強化を行い、健全性の強化を図ってまいります。

②開発力・技術力の強化

競争力のあるアプリケーションを提供していくためには、新たな情報技術やサービスをタイムリーに採用し、常に新しいアプリケーションを創造し続けていくことが重要な課題であると考えております。そのために、労働環境の変化や当社サービス利用者の要望を効率よく吸収し、質の高いアプリケーションを提供してまいります。

③優秀な人材の確保

事業の継続的な成長を実現するためには、優秀な人材を採用すると同時に、全従業員が経営方針を理解して、強い企業文化を醸成していくことが重要であると考えております。スタートアップにおける採用市場は、近年逼迫しておりますが、リファラル採用の推奨や採用イベントの積極的な登壇等の多様な採用チャネルを活用し、優秀な人材を獲得してまいります。

④内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社が効率的に事業拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針であります。

⑤業務の効率化による生産性向上

事業規模の拡大に備えた増員は、一方で人件費等のコストアップに繋がり当社の利益圧迫要因となります。当社は、全業務のプロセスの継続的な見直しを行い、無駄を削減し業務の効率化を図ってまいります。また、基幹システムを中心にシステム投資を強化し、インフラ面を改善するとともに業務の省力化による生産性向上を図ってまいります。

⑥業務基幹システムの維持・強化

当社の業務は、クライアントを個別にかつ的確に管理し、必要な時に迅速に売上情報等の把握ができることが業務遂行上重要であり、その管理の根幹をなす自社開発の基幹システムを安定的に稼働させることが経営戦略上非常に重要な課題であります。昨今の事業拡大、事業の継続的発展に伴い、当該システムに対する負荷は比例的に増大しますので、機能の拡充を継続的に実施していく方針であります。

⑦規律ある先行投資の実行

従来からテレビコマーシャルやデジタル広告を活用した認知度向上及び顧客拡大のための広告宣伝や、当社サービスを拡大していくための開発人員等の採用など、積極的に先行投資を行ってまいりました。今後も高い成長率を持続していくために継続的に先行投資を行っていく方針ですが、費用対効果を考慮するのみならず、営業損益の水準を鑑みたコストコントロールを行い、規律ある先行投資を実行してまいります。

⑧財務基盤の強化

当社は、ワーカーに対して、勤務終了後に賃金報酬等の立替払いを行うため、当該立替を行うための手許資金の流動性の確保が重要であると認識しております。2024年10月末時点において９つの金融機関との間で総額33,000百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しており、借入による資金調達も可能であることから、優先的に対処すべき財務上の課題はないと考えておりますが、今後の事業拡大に備えて、更なる内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務基盤の強化を図ってまいります。

5．主要な事業内容

事業内容	主な商品
「タイミー」マッチングサービス	クライアントとワーカーのジョブマッチングを実施する スキマバイトサービス

6．主要な営業所及び使用人の状況（2024年10月31日現在）

1．主要な営業所

本社　　　：東京都港区
関西支社　：大阪府大阪市北区
九州支社　：福岡県福岡市中央区
東海支社　：愛知県名古屋市中区
東北支社　：宮城県仙台市宮城野区
中四国支社：広島県広島市中区
北海道支社：北海道札幌市中央区
北信越支社：長野県長野市

2．従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,004名（318名）	+296名	31.3歳	1.78年

（注）従業員数は就業員数であり、社外から当社への出向者を含み、アルバイト・パートタイマー等の臨時雇用者は含まれておりません。アルバイト・パートタイマー等の臨時雇用者の人員数を（）外数で記載しております。

7．主要な借入先及び借入額（2024年10月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	3,500,000千円
株式会社りそな銀行	3,500,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	3,500,000千円
株式会社日本政策金融公庫	908,415千円
合　計	11,408,415千円

2 株式に関する事項

1．株主の状況（2024年10月31日現在）

① 発行可能株式総数 379,956,000株

② 発行済株式の総数 97,122,000株

③ 株主数 31,057名

④ 大株主（上位10社を記載）

株主名	持株数	持株比率
小川　嶺	21,030,000株	21.65%
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	15,086,410株	15.53%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,879,200株	6.05%
ＭＳＣＯ　ＣＵＳＴＯＭＥＲ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	5,350,700株	5.51%
株式会社Ｒｅｃｏｌｌｅ	3,615,000株	3.72%
株式会社ＭＩＸＩ	3,124,300株	3.22%
ＭＯＲＧＡＮ　ＳＴＡＮＬＥＹ　ＳＭＩＴＨ　ＢＡＲＮＥＹ　ＬＬＣ　ＣＬＩＥＮＴＳ　ＦＵＬＬＹ　ＰＡＩＤ　ＳＥＧ　ＡＣＣＯＵＮＴ	2,324,400株	2.39%
株式会社サイバーエージェント	1,959,900株	2.02%
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,318,200株	1.36%
株式会社ＳＢＩ証券	1,079,800株	1.11%

2．その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年３月31日付で普通株式１株につき普通株式3,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数は95,107,287株増加しております。

3　新株予約権等に関する事項

1．当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称		第３回新株予約権
発行決議日		2021年4月15日
新株予約権の数		1,352個
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,006個 目的となる株式の数　3,018,000株 保有者数　2名（注）１
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数　－ 目的となる株式の数　－ 保有者数　－
	監査役	新株予約権の数　－ 目的となる株式の数　－ 保有者数　－
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式（注）２
新株予約権の発行価額		2,800円
新株予約権の行使時の払込金額		42円（注）３
新株予約権の行使期間		自　2021年４月30日 至　2031年４月29日
新株予約権の主な行使条件		（注）４

※2024年３月31日付で行った普通株式１株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

（注）１．当社取締役の資産管理会社を含んでおります。

２．普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。新株予約権１個につき目的となる株式数は、3,000株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割・併合の比率

３．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後払込金額 = 調整前払込金額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行(処分)前の}1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4．新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

（1）本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a)行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b)行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

（2）新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問または業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、辞任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（3）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

（4）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（5）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（6）その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称		第８回新株予約権
発行決議日		2022年９月１日
新株予約権の数		300個
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 100個 目的となる株式の数 300,000株 保有者数 1名
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 50個 目的となる株式の数 150,000株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 － 目的となる株式の数 － 保有者数 －
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式（注）１
新株予約権の発行価額		16,800円
新株予約権の行使時の払込金額		255円（注）２
新株予約権の行使期間		自 2022年９月30日 至 2032年９月29日
新株予約権の主な行使条件		（注）３

※2024年３月31日付で行った普通株式１株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

（注）１．「第３回新株予約権」の（注）２に記載のとおりであります。

２．「第３回新株予約権」の（注）３に記載のとおりであります。

３．新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

（１）本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a)行使価額（ただし、（注）２において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b)行使価額（ただし、（注）２において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額（ただし、（注）２において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額（ただし、（注）２において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

（2）新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
（3）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
（4）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
（5）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
（6）各新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
(a)割当日から３年経過した日から４年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の３分の１個まで
(b)割当日から４年経過した日から５年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の３分の２個まで
(c)割当日から５年経過した日以降
割り当てられた本新株予約権の総数の３分の３個
（7）その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称		第11回新株予約権
発行決議日		2023年10月16日
新株予約権の数		1,440個
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,440個 目的となる株式の数 4,320,000株 保有者数 2名（注）1
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 － 目的となる株式の数 － 保有者数 －
	監査役	新株予約権の数 － 目的となる株式の数 － 保有者数 －
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式（注）２
新株予約権の発行価額		5,887円
新株予約権の行使時の払込金額		619円（注）３
新株予約権の行使期間		自　2023年10月31日 至　2033年10月30日
新株予約権の主な行使条件		（注）４

※2024年３月31日付で行った普通株式１株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。
（注）１.「第３回新株予約権」の（注）１に記載のとおりであります。

2．「第３回新株予約権」の（注）２に記載のとおりであります。
3．「第３回新株予約権」の（注）３に記載のとおりであります。
4．新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

（1）本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2024年10月期から2030年10月期までにかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、いずれかの期の営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数を限度として、それぞれ定められた割合の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a)営業利益が12,000百万円以上の場合
行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の総数の３分の１個まで

(b)営業利益が18,000百万円以上の場合
行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の総数の３分の２個まで

(c)営業利益が25,000百万円以上の場合
行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の総数の３分の３個

（2）新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a)行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b)行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

（3）新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（4）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

（5）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

（6）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（7）その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称			第12回新株予約権
発行決議日			2023年10月16日
新株予約権の数			198個
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	30個 90,000株 1名
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
新株予約権の目的となる株式の種類			普通株式（注）1
新株予約権の発行価額			無償
新株予約権の行使時の払込金額			619円（注）2
新株予約権の行使期間			自　2025年11月1日 至　2033年9月30日
新株予約権の主な行使条件			（注）3

※2024年３月31日付で行った普通株式１株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

（注）１．「第３回新株予約権」の（注）２に記載のとおりであります。
２．「第３回新株予約権」の（注）３に記載のとおりであります。
３．新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
（１）本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
（２）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
（３）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
（４）各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
（５）各新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
(a)割当日から３年経過した日から４年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の３分の１個まで
(b)割当日から４年経過した日から５年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の３分の２個まで
(c)割当日から５年経過した日以降
割り当てられた本新株予約権の総数の３分の３個

（6）その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

2．当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の状況

名称	第15回新株予約権
発行決議日	2024年10月15日
新株予約権の数	6個
交付人数	1名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　18,000株（注）1
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1,191円（注）2
新株予約権の行使期間	自　2026年11月1日 至　2034年9月30日
新株予約権の主な行使条件	（注）3

（注）1．「第3回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。
2．「第3回新株予約権」の（注）3に記載のとおりであります。
3．新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
（1）本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
（2）新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
（3）本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
（4）各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
（5）新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
(a)割当日から2年経過した日から3年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の2個まで
(b)割当日から3年経過した日以降
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の3個
（6）その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称	第16回新株予約権
発行決議日	2024年10月15日
新株予約権の数	2個
交付人数	2名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　6,000株（注）１
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1,191円（注）２
新株予約権の行使期間	自　2026年11月１日 至　2034年９月30日
新株予約権の主な行使条件	（注）３

（注）１．「第３回新株予約権」の（注）２に記載のとおりであります。
２．「第３回新株予約権」の（注）３に記載のとおりであります。
３．「第12回新株予約権」の（注）３に記載のとおりであります。

4 会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の状況（2024年10月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	小川　嶺	
取締役	八木智昭	
取締役	渡辺雅之	株式会社Foodcode 取締役 Streamhub Ltd. 社外取締役
取締役	渡邉一正	アソビュー株式会社 社外取締役
常勤監査役	川崎聖子	スマートニュース株式会社 非常勤監査役
非常勤監査役	池松邦彦	
非常勤監査役	深野竜矢	ZeLo FAS 株式会社 代表取締役 税理士法人ZeLo 代表社員 WAmazing 株式会社 監査役 株式会社CINC 非常勤監査役

（注）1. 取締役渡辺雅之氏、渡邉一正氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 内河俊輔氏は、2024年３月13日開催の臨時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しております。
3. 監査役川崎聖子氏、池松邦彦氏、深野竜矢氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、取締役渡辺雅之氏および渡邉一正氏、監査役川崎聖子氏、池松邦彦氏および深野竜矢氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役川崎聖子氏は、米国公認会計士の資格を有しているため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役深野竜矢氏は公認会計士の資格を有しているため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役渡辺雅之氏、渡邉一正氏、監査役川崎聖子氏、池松邦彦氏、深野竜矢氏は、当社と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める額となります。
7. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行なった行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことにより起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行なった行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事項があります。

2．当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

②　取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬の限度額は、2021年8月28日開催の株主総会の決議により年額1億円以内（決議時点の取締役の員数は4名。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）と決定しております。

監査役の報酬の限度額は、2021年1月28日開催の株主総会の決議により年額2,000万円以内（決議直後の監査役の員数は３名。）と決定しております。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額の決定については、取締役会より一任された代表取締役小川嶺が、当事業年度の業績、各取締役の担当業務、実績等を総合的に勘案して、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で決定しております。株主様から委任されて経営する立場にある取締役のうち、経営責任者である代表取締役が上記に基づいて決定することが適切であると判断したためであります。

なお、当社は2024年12月に任意の指名報酬委員会を設置しており、今後は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、任意の指名報酬委員会の答申を得たうえで取締役会で決定することとしております。

監査役については、監査役の協議にて決定しております。

④　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額（千円）			計(千円)	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取　締　役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	62,160 (12,000)	－ (－)	－ (－)	62,160 (12,000)	
監　査　役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	17,160 (17,160)	－ (－)	－ (－)	17,160 (17,160)	

3．社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役である渡辺雅之氏は、株式会社Foodcode取締役、Streamhub Ltd. 社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は株式会社メルカリ社外取締役を兼任しておりましたが、2024年９月に退任いたしました。当社と同社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である渡邉一正氏は、アソビュー株式会社社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社社外取締役について、該当の事業者はございません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	渡辺 雅之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。国内外におけるIT企業の起業・経営経験の他、中長期的な戦略立案や事業のグローバル展開に関する豊富な経験も有しており、これらの専門性、経験、見識を活かし、社外取締役として監督・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
取締役	渡邉 一正	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。人材業界での長期に渡る勤務経験があり、労働人材市場に関して、深い知見を有するとともに、業界でのリスクマネジメントに関する豊富な経験を有しており、これらの専門性、経験、見識を活かし、社外取締役として監督・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
常勤監査役	川崎 聖子	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。米国公認会計士の資格を有しており、長年にわたる金融サービス業界及びグローバル資本市場における豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
非常勤監査役	池松 邦彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。長年にわたる人材業界でのマネジメントに関する豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
非常勤監査役	深野 竜矢	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士の資格を有しており、監査法人での監査業務等の経験のほか、スタートアップ業界における財務、会計、マネジメントに関する豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。

5 会計監査人に関する事項

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．報酬等の額

	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	28,980千円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	63,940千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

3．非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

4．会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の解任または不再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等を総合的に勘案し、検討を行います。その結果、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムに関する基本方針を定めております。

当社の内部統制システムに関する基本方針の内容及び当該体制の運用状況は以下の通りです。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「内部統制システム整備の基本方針」において（以下、同じ）、取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「リスク管理規程」を取締役等に周知徹底させる。

(2) コンプライアンス管理の主管部門はコーポレート本部とする。

(3) 取締役や執行役員によって構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンスに関する研修・意識共有を行うことにより、リスク・コンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。

(4) 「取締役会規程」及び「経営会議規程」に基づき、会議体において各取締役及び各部門長の職務の執行状況について円滑な報告がなされる体制を整備する。

(5) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。

(6) 連絡先が常勤監査役および法務部に設定された「内部通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報供給がなされる体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については内部通報規程によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととする。

(7) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

2．取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料および電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。

3．損失の危機に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、それに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を設定し、事業活動への影響の重要性と発生可能性の観点から、より対応が必要なリスクを選定し、そのリスクの顕在化を未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「職務権限規程」を定めて取締役に一定の範囲で権限・責任を委譲するものとする。

（2）取締役会は、「取締役会規程」を定めて取締役会に付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。取締役からの独立を確保するため、当該使用人の登用、人事評価・異動については監査役の事前同意を得た上決定するものとし、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

（2）監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役又は内部監査の指揮命令を受けないものとする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

（1）当社の取締役は、法令又は定款に適合せず、あるいはその恐れがある場合、重大な損失の危険がある場合その他重大な問題が発生した場合には、速やかに監査役に報告することとする。

（2）「内部通報規程」に基づく社内の相談窓口は常勤監査役と法務部としており、使用人が社内の不正行為を発見した場合には、その任意の選択により、直接常勤監査役に報告できる体制を整備する。

７．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人及び内部監査と定期的に会合を持ち、それぞれの監査状況を共有し、監査の効率化に努める。

（2）監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社は、監査役が重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、監査に必要な情報にアクセスできる環境を構築する。

８．財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役は内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけて財務報告の信頼性確保を推進すること、財務報告における虚偽記載リスクを低減し未然に防ぐよう管理すること、内部監査による業務プロセスのリスク評価の継続的実施と評価結果を代表取締役に報告する体制を整備する。

９．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

（1）当社並びに当社の役員及び従業員が反社会的勢力等に関与し、または利益を供与することを防止することを目的として、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

（2）反社会的勢力等から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、所轄警察担当係・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

10．業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

（1）コンプライアンス体制およびリスク管理体制

当社は、取締役会において「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を行っております。また、全社的なリスクを総括的に管理し、コンプライアンスの維持強化を推進するための機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、想定されるリスクごとにリスク主管責任部署を置いて、事業上のリスクの早期発見と未然防止に努めるほか、コンプライアンスに係る施策の策定やコンプライアンス上の重要な問題を審議するなどしております。

(2) 取締役の職務執行について

毎月１回の定時取締役会を開催しております。重要な事項はすべて取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。なお、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

(3) 監査役会について

監査役会は、原則として毎月１回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

※ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**25,360,846**
現金及び預金	12,238,870
売掛金	3,097,521
未収入金	1,005
立替金	9,747,779
前払金	7,470
前払費用	338,881
貸倒引当金	△70,681
固定資産	**1,214,163**
有形固定資産	**507,309**
建物附属設備	338,519
建物附属設備減価償却累計額	△48,935
工具、器具及び備品	446,625
工具、器具及び備品減価償却累計額	△244,585
リース資産	21,600
リース資産減価償却累計額	△5,914
投資その他の資産	**706,853**
出資金	10
差入保証金	440,388
長期前払費用	2,906
繰延税金資産	263,548
資産合計	**26,575,010**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**16,699,104**
短期借入金	10,500,000
１年内返済予定の長期借入金	143,315
リース債務	3,295
未払金	2,185,159
未払費用	1,665,447
前受金	84,089
預り金	82,184
未払法人税等	1,366,379
未払消費税等	669,233
固定負債	**779,913**
長期借入金	765,100
リース債務	14,813
負債合計	**17,479,018**
(純資産の部)	
株主資本	**9,078,689**
資本金	**149,472**
資本剰余金	**7,026,266**
資本準備金	3,587,869
その他資本剰余金	3,438,396
利益剰余金	**1,902,950**
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,902,950
新株予約権	**17,302**
純資産合計	**9,095,992**
負債純資産合計	**26,575,010**

損　益　計　算　書

（自　2023年11月 1 日
至　2024年10月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**26,880,693**
売上原価		**1,274,115**
売上総利益		**25,606,577**
販売費及び一般管理費		**21,358,901**
営業利益		**4,247,676**
営業外収益		
受取利息	503	
ポイント収入額	17,567	
雑収入	5,597	23,668
営業外費用		
支払利息	61,374	
固定資産除却損	328	
事務所移転費用	182	
雑損失	2,347	
上場関連費用	282,480	346,712
経常利益		**3,924,631**
特別利益		
新株予約権戻入益	526	526
税引前当期純利益		**3,925,158**
法人税、住民税及び事業税	1,260,563	
法人税等調整額	△132,483	1,128,079
当期純利益		**2,797,078**

独立監査人の監査報告書

２０２４年１２月１９日

株式会社タイミー
　取締役会　　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工藤雄一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙橋幸毅

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タイミーの２０２３年１１月１日から２０２４年１０月３１日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制とその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対

照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月20日

株式会社タイミー　監 査 役 会
常勤監査役　川崎　聖子
社外監査役　池松　邦彦
社外監査役　深野　竜矢

株主総会会場ご案内図

会 場　**住友不動産汐留浜離宮ビル　2階　ベルサール汐留**

東京都中央区銀座八丁目21番１号

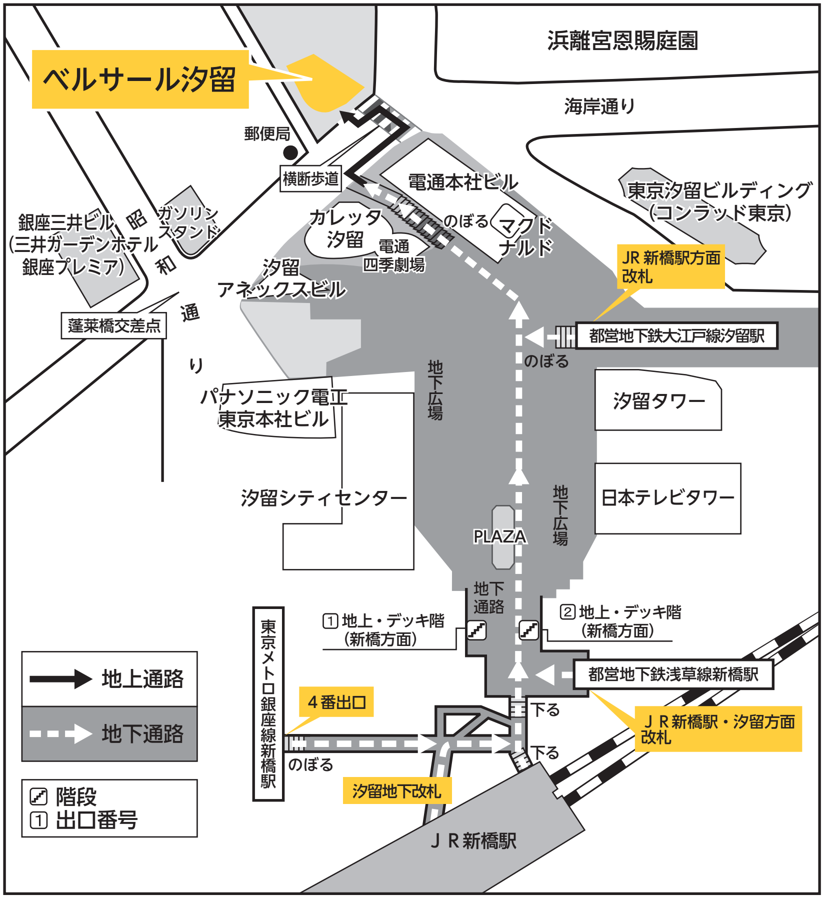

交通のご案内

〈JR新橋駅〉
「汐留地下改札」より徒歩10分
〈東京メトロ銀座線新橋駅〉
「４番出口」より徒歩10分

〈都営地下鉄浅草線新橋駅〉
「JR新橋駅・汐留方面改札」より徒歩10分
〈都営地下鉄大江戸線汐留駅〉
「JR新橋駅方面改札」より徒歩８分

※上記は「地下通路」のご案内図です。
各路線改札口より地下通路をお通りください。
会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんので、
公共の交通機関をご利用ください。

FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

UD FONT by MORISAWA 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。